

幸田町災害支援メニュー一覧

支援等を申請する場合は、り災証明書や身分証明書等の提示又はその他の書類等が必要な場合がありますので、あらかじめ問合せ先にご確認ください。

令和5年6月1日現在

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
1	り災証明書の交付	浸水等により被害を受けた住家の所有者	各種手続きに必要な、り災証明書の発行	企画政策課 政策グループ 内線334 (役場3階2番窓口)
2	被災証明書の交付	浸水等により被害を受けた非住家（家財・車・倉庫等）の所有者	各種手続きに必要な、被災証明書の発行	企画政策課 政策グループ 内線334 (役場3階2番窓口)
3	町税の申告、納付等の期限の延長	被災により町税の申告、納付等が期限内に行えない個人・法人	申請により町長が必要と認めるときは、申告、納付等の期限を延長	税務課 内線161～166 (役場1階6番窓口)
4	徴収の猶予	り災証明書、被災証明書をお持ちの方	町税を一時的に納めることができない場合、申請により納付時期を遅らせたり、税額を分割して納付することが可能	税務課 収納グループ 内線165・166 (役場1階6番窓口)
5	個人町民税の減免	災害により住宅又は家財が相当の損害を受けた個人町民税の納税者	床上浸水等による住宅又は家財の損害の程度により、個人町民税の納期未到来分について、一定割合減免	税務課 町民税グループ 内線161・162 (役場1階6番窓口)
6	固定資産税・都市計画税の減免	災害により相当の損害を受けた固定資産の所有者	床上浸水等による固定資産の損害の程度により、固定資産税・都市計画税の納期未到来分について、一定割合減免	税務課 資産税グループ 内線163・164 (役場1階6番窓口)
7	各種証明書交付手数料の減免	り災証明書、被災証明書をお持ちの方（災害復旧に使用する場合のみ）	各担当課で住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明等の交付手数料を無料 窓口でり災証明書もしくは被災証明書の提示が必要	住民課 戸籍グループ 内線131・132 (役場1階1番窓口) 税務課 内線161～166 (役場1階6番窓口)
8	国民健康保険税の減免	災害により、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が一定以下の世帯	損害の程度により2割から10割を減免	保険医療課 国保年金グループ 内線141～143 (役場1階4番窓口)
9	国民健康保険一部負担金の減免等	災害により家屋等に損害を受けた方で、収入が一定基準以下の方	損害の程度により、病院等で支払う一部負担金を免除・減額・徴収猶予	保険医療課 国保年金グループ 内線141～143 (役場1階4番窓口)
10	国民健康保険税の徴収猶予	災害により保険税を一時に納めることができない方	申請により1年以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険税を分割して納付が可能	保険医療課 国保年金グループ 内線141～143 (役場1階4番窓口)
11	国民年金保険料の免除	財産価格の2分の1以上の損害を受けた方	保険料の免除（全額～4分の1） ただし、将来の年金受給額に影響あり	保険医療課 国保年金グループ 内線141～143 (役場1階4番窓口)

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
12	後期高齢者医療保険料の減免	住宅、家財などに著しい損害を受けた方	保険料の額を12ヶ月以内で減額	保険医療課 医療グループ 内線144～146 (役場1階4番窓口)
13	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	住宅、家財などに著しい損害を受けた方	申請により6ヶ月以内の期間に限り、徴収を猶予	保険医療課 医療グループ 内線144～146 (役場1階4番窓口)
14	後期高齢者医療一部負担金の免除	一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者	病院の窓口で支払う一部負担金を6ヶ月以内免除	保険医療課 医療グループ 内線144～146 (役場1階4番窓口)
15	保育料の減免	災害その他特別の理由がある者	保育料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期	こども課 保育所グループ 内線131～132 (役場1階3番窓口)
16	児童扶養手当の特別措置	住宅、家財などがその価格の概ね1/2以上の被害を受けた方	所得制限の取扱いの特例あり	こども課 児童育成グループ 内線133～134 (役場1階3番窓口)
17	母子寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦で、家財の破損、住宅の半壊・全壊、土砂くずれなどにより住宅を補修される方	200万円を限度に貸付の特例あり 現在住宅資金の貸付を受けている方で支払期限に償還困難な場合は支払猶予が可能	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
18	災害見舞金の支給	被災により1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	20,000円(1週間以上1ヶ月未満) 30,000円(1ヶ月以上3ヶ月未満) 50,000円(3ヶ月以上)	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
19	災害見舞金の支給	住宅又は家財が全壊、全焼又は滅失したとき 住宅の7割以上 家財の8割以上	20,000円(準世帯) 50,000円(普通世帯で1人の場合) 80,000円(普通世帯で2人以上5人未満のとき) 100,000円(普通世帯で5人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
20	災害見舞金の支給	住宅又は家財が半壊、半焼する等著しく損傷したとき 住宅の2割以上7割未満 家財の5割以上8割未満	20,000円(準世帯) 30,000円(普通世帯で1人の場合) 40,000円(普通世帯で2人以上5人未満のとき) 50,000円(普通世帯で5人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
21	災害見舞金の支給	住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないとき	10,000円(準世帯) 30,000円(普通世帯) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
22	災害障害見舞金	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(症状が固定)	250万円(世帯の生計主) 125万円(その他)	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
23	災害援護資金の貸付け	災害により負傷で療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上であるとき	・貸付限度額 損害の程度による ※償還期間は、10年 ※措置期間は、3年(措置期間中は無利子) ※措置期間経過後は、年1%の利率	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
24	障害者総合支援法による障害福祉サービス	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用者負担額を減免	福祉課 福祉グループ 内線151～152 (役場1階5番窓口)
25	補装具費給付 (障害福祉サービス)	補装具費の支給を受けている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課 福祉グループ 内線151～152 (役場1階5番窓口)
26	地域生活支援事業 (障害福祉サービス)	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課 福祉グループ 内線151～152 (役場1階5番窓口)
27	日常生活用具費支給 (障害福祉サービス)	日常生活用具費の支給を受けている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課 福祉グループ 内線151～152 (役場1階5番窓口)
28	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援法に規定する被災世帯と同じ被害を受けたにもかかわらず、法による支援の対象とならない方	複数世帯 全壊 100万円 大規模半壊 50万円 単数世帯 全壊 75万円 大規模半壊 37.5万円 ※「複数世帯」とは、世帯の構成員が複数 ※「単数世帯」とは、世帯の構成員が単数 ※住宅の再建方法により加算支援金あり	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
29	介護保険料の減免	災害により、本人又は同一世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅、家財などに被害を受けた方	被害の割合、所得金額により減免割合を決定	福祉課 介護保険グループ 内線156・157 (役場1階5番窓口)
30	生活ごみの処理	被災者	分別ごみステーション又は仮置場に出してください。 ごみの出し方、場所等については個別にご相談ください。	環境課 ごみ対策グループ 内線273・274 (役場2階15番窓口)
31	し尿汲み取り料金補助金の交付	災害等による床上又は床下浸水で便槽からし尿があふれ、衛生上支障があると認められる世帯	世帯のし尿汲み取り料金の額の全部（発災日が含まれる期間の分に限る。） 申請期限があります。	環境課 ごみ対策グループ 内線273・274 (役場2階15番窓口)
32	被災家屋等の感染症予防のための消毒	災害等による床上又は床下浸水で感染症のおそれがあると認められる世帯	建物周りの消毒及び直接散布が可能な床下の消毒	環境課 環境保全グループ 内線271・272 (役場2階14番窓口)
33	小規模企業等振興資金融資あっせん	自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域を告示で指定（※）、当該地域内の中小企業者であって売上等が減少している中小企業者が対象。 ※災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認めた場合。	信用保証協会の保証を付けて、町内各金融機関から融資を受ける制度 一般保証とは別枠で2億8000万円	産業振興課 商工観光グループ 内線261・262 (役場2階10番窓口)
34	小規模企業等振興資金等保証料補助	小規模企業等振興資金利用者と、町内に住所を有して事業を営む法人又は個人であって、かつ、信用保証料を納めた方	保証料の補助制度 融資金額に係る保証料全額の補助、ただし20万円を限度	産業振興課 商工観光グループ 内線261・262 (役場2階10番窓口)

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
35	農作物などへの被害補償	農業共済の加入者で一定の被害を受けた方	水稲及びその他作物の被害で、一定割合を超えた分について補償	愛知県農業共済組合 (西三河支所) 0566-77-3220 産業振興課 農業振興グループ 内線264・265 (役場2階11番窓口)
36	下水道使用料の減免	床上又は床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10m ³ 床下浸水の被害を受けた家屋 5m ³	下水道課 管理グループ 内線241・242 (役場2階9番窓口)
37	水道料金の減免	床上又は床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10m ³ 床下浸水の被害を受けた家屋 5m ³	水道課 業務グループ 内線281・282 (役場2階16番窓口)
38	教科書の無償給与	被災により教科書を失い、又は損傷して就学に支障のある町立小中学校の児童・生徒	損傷又は滅失した教科書を無償給与	学校教育課 庶務グループ 内線422 (役場4階2番窓口)
39	図書損害賠償の免除	貸出を受けた図書が被災により損傷又は滅失した方	損傷又は滅失した図書の損害賠償を免除	町立図書館 63-0001
40	住宅浸水及び土砂災害に伴う土のう貸与	浸水、土砂災害により被害を受けた家屋等	被災家屋または事前準備家屋 19件 土のう貸与 551袋	消防署 63-0119